

学 則

1事業者の名称及び所在地	株式会社 アイシマ 〒246-0001 神奈川県横浜市瀬谷区卸本町9278-43
2研修事業の名称	あいしまホームヘルパーカレッジ 介護職員初任者研修(通学)
3研修課程及び形式	介護職員初任者研修課程 (<input type="checkbox"/> 通学 <input checked="" type="checkbox"/> 通信)
4開講の目的	ホームヘルプサービスの提供に必要な基本的な知識・技術・態度を修得し、社会に貢献できる介護員を養成する。
5研修責任者の及び研修コーディネーターの氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	研修責任者 野水 千栄子 研修コーディネーター 安城 栄子 研修担当部署 株式会社 アイシマ 看護部 研修担当者 野水 千栄子 看護部 : 横浜市三ツ境73-7 電話番号 : 045-363-8121
6受講対象者(受講資格)及び定員	<ul style="list-style-type: none"> ・介護技術を学ぼうとする就学に支障のない心身ともに健康な方 ・現在、介護・福祉の仕事に従事している方、または、介護・福祉の仕事に興味があり、将来就業を希望している方 ・原則として横浜市内在住の方 定員 30名
7募集方法 (募集開始時期・受講決定方法を含む) 受講手続及び本人確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一般公募する。 ・「介護職員初任研修」開講2ヶ月前より自社ホームページ、タウン誌、新聞折り込チラシ等に募集広告を掲載する。 ・関係機関に案内を開始する。 ・受講希望者に受講案内(学則含む)と受講申込書を送付する。来社の方は、資料を配布する。 ・受講申込書の提出と同時に、公的機関発行の証明書(健康保険証・住民票の写し・運転免許証)を提出する。本人確認と受講料振込み確認の後、受講決定とする。 ・定員になり次第締め切りとする。
8受講料、テキスト代 その他必要な費用	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料 80000円 ・テキスト代 5000円
9研修カリキュラム	別添様式3のとおり
10 通信形式の場合 その実施方法など	実施せず
11 研修会場 (名称及び所在地)	アイシマ教育センター 研修室 (横浜市瀬谷区三ツ境73-7)
12 使用テキスト (副教材も含む)	ミネルヴァ書房 MINERVA 福祉資格テキスト 介護職員初任者研修 DVD 付 2020年2月10日第3版第5刷発行
13 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)	別紙「修了評価の取り扱い」のとおり
14 欠席者の取り扱い(遅刻・早退の扱い含む) 補講の取り扱い (実施方法及び費用等)	<ul style="list-style-type: none"> ・理由の如何にかかわらず、10分以上遅刻・早退は欠席扱いとする。 ・やむを得ず欠席する場合は、必ず「欠席届」を提出し、補講の手続きをする。 ・補講は担当講師と調整し1ヶ月以内に追加補講を実施する。 ・補講費用は、1時間1000円の受講者負担とする。

15 科目免除の取り扱いとその手続き方法	<p>実習先として認められている施設・事業所において過去3年間に1年以上（通算180日以上）の実務経験がある者について、実習を免除する。受講料の減額なし。</p>
16 解約条件及び返金の有無	<p><開講前のキャンセル> ・2週間以上前 全額返金（口座振込代金は、受講生負担） ・1～2週間前 受講料の10%＋下記＊を受講生が支払う ・開講3日～1週間前 受講料の20%＋下記＊を受講生が支払う ・開講1日～2日前 受講料の30%＋下記＊を受講生が支払う （＊テキスト代金、送料、口座振込代金） ・開講日当日 受講料は返金しない <開講後> 返金しない ただしやむを得ない事情と認められた場合は、受講料の30%及び受講時間を日割り計算した残金とテキスト代金、送料、口座振込を差し引いた額を返金する。 （あいしまホームヘルパーカレッジ「研修受講取り消しに伴う取り扱い規定」）</p>
17 情報開示の方法（ホームページアドレス等）	<p>「ホームページによる情報開示の内容」参照 当社ホームページ（ http://www.aishima.co.jp/ ）</p>
18 受講者の個人情報の取り扱い	<p>当社の運営するホームページ（ http://www.aishima.co.jp/ ）の個人情報保護のとおりプライバシーを尊重し、収集した個人情報の管理、保護に努める。受講者の個人情報は研修目的達成に必要な範囲とし、個人情報の漏えいなど防止し個人データを安全に管理する。また、個人情報をあらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。 なお、修了者名簿は介護保険法施行令第3条第2項第2号イの規定により県に提出する。</p>
19 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	<p>亡失、き損した場合、受講者本人の申請により再交付する。 手数料500円</p>
20 その他研修実施に係る留意事項	<p>別紙「研修中の留意点」のとおり厳守 なお、「研修中の留意点」厳守が出来ない場合や学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる場合は退校処分の取り扱いとなる。</p>

令和4年2月改定